

豊田市フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、児童生徒がフリースクール等を利用する際の利用料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、豊田市立小学校、中学校又は特別支援学校に在籍し、かつ、豊田市に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号（平成28年法律第105号）に規定する者をいう。
- (3) フリースクール等 第15条の規定を満たした施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、経済的に困難を抱える不登校児童生徒がフリースクール等を利用する際の利用料を補助することにより、児童生徒が学校外で安心して過ごせる居場所を確保し、地域等とのつながりの中で社会的自立を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上、在籍する学校（以下「在籍校」という。）に登校していない児童生徒の保護者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する保護者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
 - イ 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止となった者
 - (イ) 児童生徒と生計を一つにする世帯全員の前年所得金額の合計額が、豊田市が決める基準（生活保護基準の1.3倍）に満たない者
 - (ウ) 前各号の他、前年所得では判定できない特別な理由により生活状態が極めて悪いと認められる者
- (3) フリースクール等での児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等が在籍校に情報提供することを承諾する保護者

- (4) 別の団体等から対象経費の補助を受けていない保護者
- (5) 市税の滞納がない保護者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒がフリースクール等を利用する際の利用料（月々又は定期的に支払う経費）、教材費、実習活動や行事参加にかかる経費とする。なお、入会金等の入所費、施設の維持管理費、食費及び交通費等の付隨的経費は除く。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者がフリースクール等の通所を終了する月（通所の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の3月）までとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、フリースクール等を利用する児童生徒1人当たり月額2万円と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者で補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市フリースクール等利用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額が確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、原則としてフリースクール等の利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。
- 3 翌年度においても、引き続きフリースクール等を利用する場合は、翌年度に遅滞なく第1項の申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付申請を承認し、豊田市フリースクール等利用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。補助対象に該当しない場合は、豊田市フリースクール等利用支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(申請内容の変更)

第10条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容の変更（中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に豊田市フリースクール等利用支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、承認したときは、豊田市フリースクール等利用支援補助金変更決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知しなければならない。

（交付の除外要件）

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わぬことができる。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （2）暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（実績報告）

第12条 交付決定者は、豊田市フリースクール等利用支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）申請者が支払った補助対象経費の金額が確認できる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の期限は、次の各号に掲げる申請初月ごとに当該各号に定める日とする。

- （1）4月から7月まで 報告初月が属する年度の8月20日
- （2）8月から11月まで 報告初月が属する年度の12月20日
- （3）12月から3月まで 報告初月が属する年度の翌年度の4月10日

（額の確定及び交付の方法）

第13条 市長は、補助金の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市フリースクール等利用支援補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）この要綱に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、豊田市フリースクール等利用支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合、既に交付した補助金の全額を返還させなければならない。

(対象施設等の基準)

第15条 対象とするフリースクール等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒への支援・相談を行うという目的が明確であり、利用している児童生徒の社会的自立を目指して、学習活動、教育相談、体験活動等の取組を原則として学校の課業時間内に提供することができる施設等
- (2) 在籍校の校長が指導要録上出席扱いとすると判断した施設等
- (3) 市長又は校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市及び在籍校と連携することができる施設等

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和6年4月から令和6年7月までの実績報告の期限は交付決定した月の翌月20日までとする。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。